

○幼児児童生徒の水難事故防止の徹底について

平成24. 7. 17 平24教安体第378号 学校安全・体育課長から
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会学校安全主管課長あて 通知

水難事故の防止につきましては、日頃からお取組いただいているところですが、7月16日（月）、本県におきまして、海水浴中の高校生2名が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、下記のとおり取組や平成24年6月26日付け事務連絡「夏期における水難防止対策の推進について（依頼）」により、海水浴等における幼児児童生徒の事故防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、プールや河川の水難事故防止につきましても、平成24年6月11日付け平24教安体第251号「プールの安全管理及び水泳等の事故防止について（通知）」及び平成24年6月29日付け平24教安体第319号「河川における水難事故の防止等に向けた情報の周知について（依頼）」により、貴管内各校・園の幼児児童生徒及び保護者への周知・指導の徹底について、重ねてお願いいたします。

記

- 1 体調が悪いときには泳がない、子どもだけで泳ぎに行かない、天候が悪いときや危険な場所では泳がない、溺れた人を見つけたらとにかく周りの人に知らせる等、幼児児童生徒に対する安全指導の徹底を図る。
- 2 海には、岸に近いところでも、沖へ流れるとても速い潮の流れ（離岸流）や、急に深くなる場所があること、同じ場所であっても天候や潮の満ち引きによって変化することなど、海の危険性について再度指導する。
- 3 保護者に対して、学校便りや保護者会を通じて、注意喚起を行う。